

鈴鹿市学校給食費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 1 9 号

鈴鹿市学校給食費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鈴鹿市学校給食費等に関する条例施行規則（令和 4 年鈴鹿市規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（学校給食費の額） 第 3 条 条例第 3 条第 2 項に規定する規則で定める学校給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 小学校の児童 年額<u>52,800円</u> （2） 中学校の生徒 年額<u>59,400円</u>	（学校給食費の額） 第 3 条 条例第 3 条第 2 項に規定する規則で定める学校給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 小学校の児童 年額<u>46,200円</u> （2） 中学校の生徒 年額<u>52,250円</u>

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。